

事務連絡
令和元年6月28日

国立研究開発法人
国立国際医療研究センター

エイズ治療

ブロック拠点病院
中核拠点病院
拠点病院

各位

厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省医薬・生活衛生局
総務課医薬品副作用被害対策室

血液凝固因子製剤に起因するHIV感染症患者に対する医療費の取扱いについて（周知依頼）

平素より、エイズ対策の推進について、多大なるご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、標題の件については、平成17年4月1日健疾発第0401003号厚生労働省健康局疾病対策課長通知「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の実施について」の6（2）において、「治療研究事業の対象となる医療は、先天性血液凝固因子欠乏症及び血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症並びに当該疾患に付随して発現する傷病に対する医療であること」と示しているところですが、医療機関によってその取扱いに差異があるとの意見があったことから、同規定の考え方について、平成25年4月1日健疾発0401第3号厚生労働省健康局疾病対策課長通知「血液凝固因子障害等治療研究事業の対象となる医療の範囲について」において、改めて周知したところです。

しかしながら、今般においても、特に血液凝固因子製剤に起因するHIV感染症患者（以下、血友病薬害被害者）に対する医療費において、他科診療時などに公費負担の範囲を狭く運用される事例が報告されています。

これらを踏まえ、標題に係る医療費の取扱いが適切に運用されるよう、別添のとおりまとめましたので、改めて周知させていただきます。

貴職におかれましては、本内容を十分ご理解いただき、診療部門のみならず事務・会計部門を含めた職員に対し、周知徹底をお願いするとともに、貴院に通院中の血友病薬害被害者がおられましたら、ご本人にも配付いただくなど、本件に関する周知徹底にご協力のほどよろしく申し上げます。

（別添）

○医療機関のみなさまへ 血液凝固因子製剤に起因するHIV感染症患者に対する医療費の取扱いについて

【本件に関する照会先】

厚生労働省健康局結核感染症課エイズ対策推進室

（電話）03-5253-1111（内線2358）

令和元年6月

医療機関のみなさまへ 血液凝固因子製剤に起因するHIV感染症患者に 対する医療費の取扱いについて

健康局結核感染症課エイズ対策推進室
医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室

- 先天性血液凝固因子障害等患者やHIV感染被害者(2次感染・3次感染の方を含む。以下同じ。)に対する医療については、患者の医療費負担の軽減を図り、精神的、身体的な不安を解消することを目的として、**医療費の自己負担分を先天性血液凝固因子障害等治療研究事業(以下「本事業」という。)の対象として公費負担することとしています。**
- 本事業の対象となる医療の範囲については、平成17年4月1日健疾発第0401003号厚生労働省健康局疾病対策課長通知「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の実施について」の6(2)において、「**治療研究事業の対象となる医療は、先天性血液凝固因子欠乏症及び血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症並びに当該疾患に付随して発現する傷病に対する医療であること**」と示しています。さらに、平成25年4月1日健疾発0401第3号厚生労働省健康局疾病対策課長通知「血液凝固因子障害等治療研究事業の対象となる医療の範囲について」において、同規定の考え方について、裏面に示しています。



厚生労働省

- 1 本事業の対象となる医療の範囲は、次のとおりです。
 - (1) 対象疾患に対する医療処置
 - (2) 対象疾患の一部と見なされる疾病又は状態に対する医療処置
 - (3) 対象疾患が誘因となることが明らかな疾病又は状態に対する医療処置
 - 2 1のほか、対象疾患の治療又は検査に関連して副次的に発生した疾病又は状態に対する医療処置のうち、行われた治療又は検査が対象疾患に対して通常行われている範囲内のものであり、患者の一般状態や対象疾患の病状から考えてもその治療又は検査が妥当であると見なされ、なおかつ十分な注意を払い適切な処置を行ったにもかかわらず、副次的な疾病又は状態の発生を回避することができなかったと判断される場合は、本事業の対象となり得ます。
- 血液凝固因子製剤に起因するHIV感染症患者については、**薬害の被害者であるとの特段の経緯をご理解のうえ、本事業の適用をお願いします。**

(血液凝固因子製剤に起因するHIV感染症患者については、先天性血液凝固因子欠乏症及びHIV感染症に付随して様々な傷病が発現しうることから、その診療にかかる医療費の自己負担分は本事業の対象として取り扱って差し支えありません。)

こうした取扱いを含め、血液凝固因子製剤に起因するHIV感染症患者に対する先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の適用についてご疑問・ご不明な点があれば、お手数ですが、以下の照会先に問い合わせをお願いします。)

照会先

厚生労働省健康局結核感染症課エイズ対策推進室
TEL 03-5253-1111 (内線:2358)